

共済広報 とつとり

2

2026
No.766

特集

退職後の 制度ご案内

- 2 退職後の制度ご案内
- 10 「健康年齢通知」を
お送りします
- 11 「子ども・子育て支援金」制度が
始まります
- 12 年金Q&A
〈障害の状態になったときの年金〉
- 14 共済組合からのお知らせ
- 17 きょうさいDATA



©鳥取県

今月の
表紙

ふゆのあしあと
(鳥取砂丘)

あっという間に2026、気づけばもう2月も下旬、光陰矢の如く…そんな時が速すぎる皆さんへ、ぜひ今月号の特集をご覧ください。
(2ページに関連記事)

退職予定の皆さんへ 安心して第二の人生を迎えるために

退職後の制度ご案内

これから定年等により退職を予定されている皆さんへ、退職後、健やかに不安のない第二の人生をお送りいただくために、共済組合と互助会及び年金者連盟から退職後の制度及び退職時(後)の手続きについてご案内します。



退職後の手続き一覧

	退職時等に係る手続き	申請書など
保 険 課	資格喪失の手続き及び資格確認書の返納 4ページ参照	●退職に伴い提出いただく書類 ・組合員資格喪失届書(所属所が共済組合へ提出) ●退職後速やかに返却いただくもの(交付者のみ) ・資格確認書・高齢受給者証
	任意継続組合員を選択した場合 4ページ参照	●退職の日から20日以内に申出が必要 【提出書類等】 ・任意継続組合員資格取得申出書・任意継続掛金の預金口座振替届出書(2枚目) ※鳥取銀行・山陰合同銀行の窓口又はWEBでの手続きが可能です。 ・扶養状況申告書(引き続き被扶養者となる者の申請)又は、被扶養者認定申告書(取得時に新たに被扶養者を申請する場合)
	退職後に給付を受ける場合 ※支給要件有 5ページ参照	●共済組合へ直接請求してください。 ※出産手当金のみ所属所経由で請求してください。 【出産費】・出産費・家族出産費内払金支払依頼書等 【埋葬料】・埋葬料・家族埋葬料請求書等 【傷病手当金】・傷病手当金請求書、保険医の意見書 【出産手当金】・出産手当金請求書等
年 金 課	互助会給付 ※短期組合員は対象外 ※支給要件有 5ページ参照	【退会せん別金】 ・在会期間が、3年以上ある方は、退会後に自動給付されます。(請求手続き不要) 【結婚祝金・出産祝金】 ・結婚・出産祝金請求書等
	退職届書の提出(共済組合) 6ページ参照	●退職される方 ・退職届書
福 祉 課	年金の請求等(共済組合または日本年金機構) 6・7ページ参照	●年金支給開始年齢到達時 ・年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)等
	共済貯金の解約等(共済組合) 8ページ参照	●積立貯金の解約は共済事務担当者を經由して共済組合へ。(組合員資格が継続する場合、及び任意継続組合員の資格を取得される場合は、継続できます。) ・貯金解約請求書
	組合員貸付金の返済(共済組合) 8ページ参照	●退職時に未償還金を一括償還。 退職手当および共済貯金により返済することもできます。 ・共済事務担当者を通じて、その旨を共済組合へ申し出てください。
	その他の福祉事業 8ページ参照	

福祉課

退職後の各種保険(互助会)

- ライフサポートプラン
- ライフサポートプランII型
- 一時払退職者傷害保険
- 医療保障保険
- ライフサポートプランZコース
- 重病克服支援制度
- 医療費支援制度(外来・先進医療型)
- 総合医療サポート
- リレー定期
- 退職後終身医療保険
- 持物安心プラン

ご検討のうえ、加入される保険の申込書をご提出ください。

9ページ参照

年金者連盟

年金者連盟への加入

- 加入資格は共済組合の年金受給者及び55歳以上の年金待機者
- 年金制度の改善運動。機関紙等の発行。会員の相互親睦等の事業。その他傷害保険、長寿慶祝、団体旅行、保養所利用助成、弔慰金制度あり。
- ・年金者連盟入会申込書(退職時等年金請求時添付)

6ページ参照

お問い合わせ先

- 共済組合・互助会……代表 tel.0857(26)2341
- ◆鳥取県市町村職員年金者連盟…… tel.0857(29)3324
- ◆保険課 tel.(26)2343
- ◆年金課 tel.(26)2342
- ◆福祉課 tel.(26)2421

退職される方へ保険課からのお願い

『資格確認書等』が使用できるのは、退職日までです!

*「資格確認書等」とは、資格確認書・高齢受給者証・限度額認定証・特定疾病療養受療証を含みます。

退職後は『資格確認書等』を所属所の共済事務担当課へ返納してください

- 今、お持ちの『資格確認書等』は、退職日の翌日から使用できなくなりますのでご注意ください。
組合員が、退職により組合員資格を喪失した場合は、その被扶養者も同様(自動的に)に認定取消となります。被扶養者の方へ、資格確認書等が使用できなくなることを必ずお伝えください。
- 退職後に任意継続組合員となる場合は、マイナ保険証の利用登録状況に応じて、『資格情報通知書』と併せて『資格確認書』を交付します。(5ページ参照)
- 紛失等により『資格確認書等』を返納できない場合は、『資格確認書等紛失届書』を提出してください。

退職後に誤って『資格確認書等』を使用し、医療機関等を受診した場合は、共済組合が負担した医療費を返還(*)していただくこととなります。
(*)組合員であった方へ、後日、医療費の返還請求を行います。

『給付金等振込指定口座』は、退職後6か月程度は解約しないでください!

- 退職後に、共済組合から医療費に係る「附加給付」や互助会給付の「退会せん別金」などの振込を行う場合があります。
『給付金等振込指定口座』の解約・名義変更があった場合は振込みができなくなりますので、退職後6か月程度は『給付金等振込指定口座』を解約しないようお願いします。
- 退職後に、氏名・住所・口座(*)の変更がある場合は、『組合員変更申告書』を提出してください。
(*)口座変更をされた方は、「金融機関・支店名・口座番号・口座名義を確認できるものの写」の添付をお願いします。

任意継続 組合員

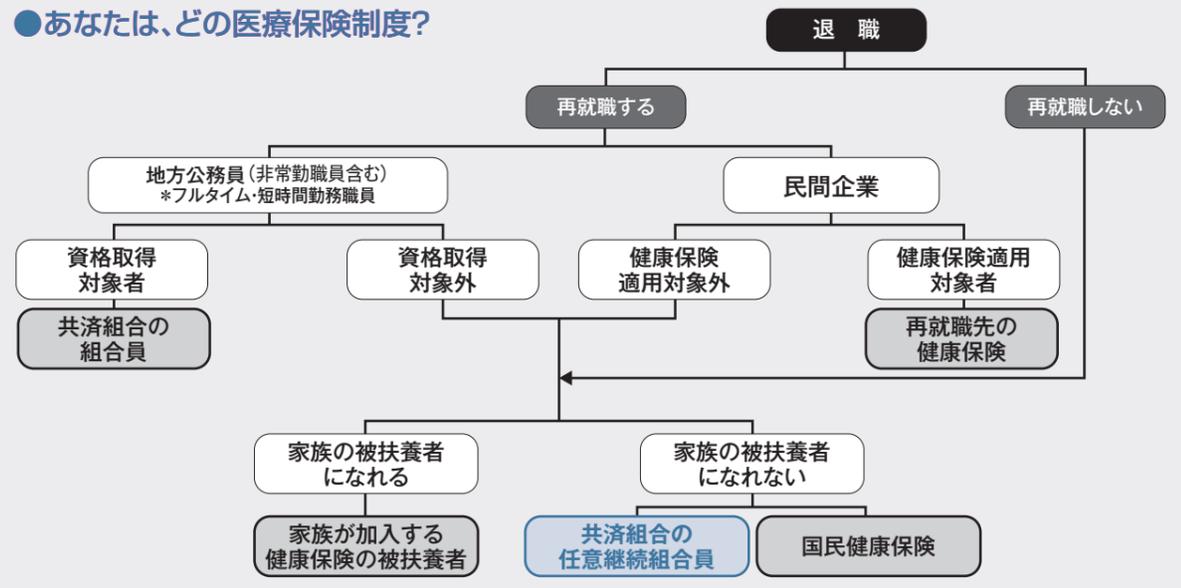
退職後は、共済組合の組合員資格を喪失するため、必ずいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。

****次のフローチャートで、あなたにあった医療保険制度を確認してください****

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員期間(※)がある方で任意継続組合員の資格取得を希望される方は、退職後も一定の掛金を支払うことにより、在職中とほぼ同様の短期給付(休業給付は除きます。)を受けることができます。この制度の脱退は任意で、いつでもできますが、再加入は上記の条件となります。

(*)他の公務員期間から引き続いて当共済組合員の資格を取得した方については、組合員期間は引き続くものとみなします。このことから、当共済組合における組合員期間が1年未満であっても、引き続き他の公務員期間と合算した組合員期間が退職の日の前日まで引き続き1年以上あれば、任意継続組合員の資格を取得することができます。

あなたは、どの医療保険制度？



1 加入手続き

退職日から20日以内に必要書類を提出してください。

2 必要書類(共済事務担当課にあります。)

(1) 任意継続組合員資格取得申出書

(2) 任意継続掛金の預金口座振替依頼書(3枚複写)

- 任意継続掛金の支払いは、原則口座振替です。金融機関(鳥取銀行・山陰合同銀行のみ)で口座振替手続きを行っていただき、2枚目の届出書のみを共済組合へ提出してください。
- 鳥取銀行・山陰合同銀行の口座をお持ちの方は、次の図の方法で簡単にWEB申し込みができます。

山陰合同銀行・鳥取銀行の口座をお持ちの組合員さまへ

口座振替をWeb上で
簡単にお申込みいただけます

所要時間 約5分 | 印鑑不要 | 銀行への来店不要



(3) 扶養状況申告書

- 退職時に被扶養者がいる場合で、継続認定を希望される者は提出してください。
- 被扶養者(子など)がいる方は、退職等により組合員の収入が減少し、夫婦間での主たる生計維持者が配偶者となる場合(扶養替え)がありますので、ご確認ください。

(4) 被扶養者(認定)申告書

- 新たに被扶養者として認定を希望する場合は提出してください。

3 任意継続掛金の額

(1) 短期任意継続掛金

次の(ア)と(イ)のいずれか低い額に掛金率115/1000(掛金率は現行の率のため変更となる場合があります。)を乗じた額が、1か月の掛金額となります。

ア. 退職した月の短期給付掛金の算定基礎となった標準報酬月額

イ. 定款に定める額 360,000円(予定)

(2) 介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の方のみ)

短期任意継続掛金の算定基礎となる標準報酬月

額に掛金率15.56/1000(掛金率は現行の率のため変更となる場合があります。)を乗じた額が、1か月の掛金額として短期任意継続掛金に加算されます。

4 掛金の納入方法

- 掛金の納入方法は前納で、①毎月払い ②半年払い ③1年払いがあります(②と③は割引制度があります)。

5 加入期間

- 退職日の翌日から最長2年間です。

6 資格情報通知書・資格確認書の交付

- 資格情報通知書(A4紙)・・・任意継続組合員となられた方へ、共済組合の資格情報をお知らせし、ご確認いただくものです。

○資格確認書(カード)・・・マイナ保険証をお持ちでないなどの方へ、医療機関等で受診する際に必要となる「共済組合の任意継続組合員又はその被扶養者」であることを証明するものです。

マイナ保険証あり

→「資格情報通知書」のみ発送

マイナ保険証なし

→「資格情報通知書」+「資格確認書」を発送

・申出書受付後、10日以内に自宅へ送付します。

* 申出書の提出が集中した場合又は添付書類に不備がある場合は、送付が遅れる場合がありますのでご了承ください。

任意継続掛金の算定例

掛金率と平均標準報酬月額は、「3 任意継続掛金の額」の率と額で算定しています。

例1

年齢・・・62歳(介護任意継続掛金の加算対象※)
退職年月日・・・令和8年3月31日(組合員期間1年以上)
退職時の標準報酬月額・・・410,000円・・・(ア)
定款に定める額・・・360,000円・・・(イ)

※介護任意継続掛金は、40歳以上65歳未満の方が対象となります。

《(ア)より(イ)の方が低いので、
360,000円が掛金の算定基礎となります》

短期任意継続掛金(1か月当たり)
360,000円×115/1000=41,400円
介護任意継続掛金(1か月当たり)
360,000円×15.56/1000=5,601円
1か月当たりの掛金合計額 47,001円

例2

年齢・・・38歳(介護任意継続掛金の加算対象外)
退職年月日・・・令和8年3月31日(組合員期間1年以上)
退職時の標準報酬月額・・・340,000円・・・(ア)
定款に定める額・・・360,000円・・・(イ)

《(イ)より(ア)の方が低いので、
340,000円が掛金の算定基礎となります》

短期任意継続掛金(1か月当たり)
340,000円×115/1000=39,100円
1か月当たりの掛金合計額 39,100円

退職後の給付について

退職時まで引き続き1年以上組合員であった者が、下記のとおりそれぞれの給付要件に該当した場合について支給されます。

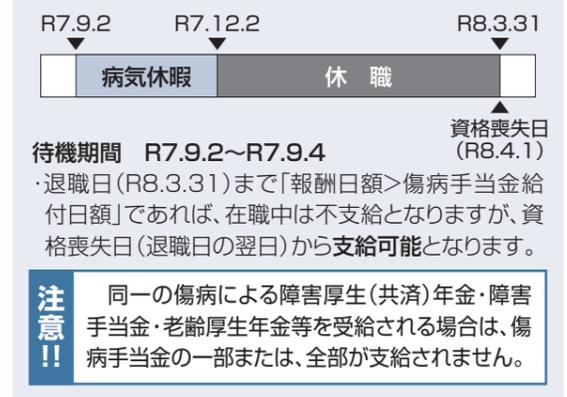
～ 短期給付 ～

■ 出産費

退職後6か月以内に出産した場合
※退職後6か月以内でも、退職後出産するまでの間に他の共済組合の組合員または健康保険の被保険者になられたときは、支給されません。

■ 傷病手当金又は出産手当金

退職した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けている場合
※傷病手当金は、退職した日において、すでに勤務に服することができなかった日以後3日を経過しているが、給与が支給されているため傷病手当金の支給が行われていない場合においても「退職した際に傷病手当金を受けている場合」に該当するものとして取り扱います。(右の図を参照)



～ 互助会給付 ～

■ 結婚祝金

1年以上会員であった方が、退職後3か月以内に結婚した場合

■ 出産祝金

1年以上会員であった方が、退職後6か月以内に出産した場合

年金関係

退職時等の手続きはお忘れなく

退職届書等の提出について

- 1 退職届書** 各自必要事項を、洩れのないよう記入してください。
 - 2 組合員期間等証明書及び履歴書** (人事担当者が作成します。) 組合員期間に係る履歴等を証明したものの。
 - 3 年金者連盟入会申込書** (入会希望の方:55歳以上の方に限ります。)
 - 在職決定した老齢厚生年金(公務員)等をお持ちの方...正会員
 - 上記以外の方(会費は当分の間免除)...準会員
- *退職(組合員資格喪失)時に短期組合員の方について
上記①及び②の提出は不要です。過去に一般組合員の期間を有する方は、必要に応じて③を提出してください。

年金の請求について

■退職(組合員資格喪失)時までには老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域加算額)(以下老齢厚生年金等といいます。)の受給権が発生していない方

請求書送付時(受給権発生日の属する月の3か月前)に加入している実施機関または最終加入の実施機関から、ご自宅へ「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」が送付されますので、同封の案内に従い請求してください。

なお、請求書送付時に組合員である方については、所属経由で請求書を送付しますが、請求については、原則、直接共済組合へご提出ください。

- 一般組合員の受給権発生年齢 65歳
- 特定消防組合員の受給権発生年齢 63歳~65歳(※)
※生年月日により異なります。詳しくは共済事務担当課または共済組合金課へお問い合わせください。

*障害者控除、配偶者控除等の人的控除を希望される場合はご提出ください(提出がない場合でも、本人分の公的年金等控除・基礎控除は適用されます。)。なお、退職後、再就職され、再就職先で所得税の源泉徴収をする場合は、提出不要です。また、当申告書には受給者本人の個人番号が確認できる書類(個人番号カードの写し等)を添付してください。

■退職(組合員資格喪失)時までには老齢厚生年金等の受給権が発生している方

退職(組合員資格喪失)時の退職届書の提出により、在職決定した老齢厚生年金等の退職改定を共済組合が行いますので、手続きは特に必要ありません。ただし、ご退職後再就職をされない場合で、年金からの所得控除(本人分の基礎控除等は除く)を希望される方は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(*)」を直接共済組合へご提出ください。

なお、老齢厚生年金等の在職決定が未請求の方は、なるべく速やかに「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」を共済組合へ提出してください。

※退職年金(退職等年金給付)について

被用者年金一元化(平成27年10月)以降の組合員期間を有する方が、退職後に65歳に到達された場合は、『退職年金』の受給権が発生します。この請求書につきましては、受給権発生前にご自宅へ事前送付します。なお、今年度末退職者で右記(【参考】退職年金の受給要件)を満たす者については、退職時に退職年金の受給権が発生しますので、共済組合へ「退職年金決定請求書」を提出してください。

【参考】退職年金の受給要件

- ①65歳以上であること、
 - ②退職していること、
 - ③1年以上引き続き組合員期間を有していること
- ※②及び③の要件を満たしていれば、60歳から65歳に達する日の前日までの間に繰上げを請求することができます。希望される場合は、共済組合までご連絡ください。

その他

老齢厚生年金等の繰上げ支給について

受給権発生が61歳以降に引き上げられた老齢厚生年金等は、60歳以降、支給開始年齢に達する前に繰り上げて受給することができます。

ただし、繰上げを選択すると、生涯変更することができない、他の老齢厚生年金や老齢基礎年金も同時に繰上げなくてはならないなど、いくつか注意点がありますので、繰上げ

支給をお考えの方は共済組合または年金事務所へお問い合わせください。



加給年金額について

組合員期間等が20年以上ある者で、本来支給の老齢厚生年金(65歳からの年金)の受給権が発生した時点において、その受給権者と生計を共にしている方のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円未満と認められる次の①~③の方がいるときは加給年金額が加算されます。

① 65歳未満の配偶者

- 65歳に達するまで加算されます。
- ※配偶者ご自身に、20年以上加入期間のある老齢厚生年金等の受給権が発生した場合、加給年金額は停止となります。

(注1)配偶者等の恒常的収入金額が年額850万円以上であっても、定年退職に関する条例(公務員)や就業規則(民間)により、5年以内の定年退職が認められる場合は、年額850万円未満の者に準ずる者として対象となります。

(注2)複数の老齢厚生年金の受給権がある場合は、1つの老齢厚生年金にのみ加算されます。加算される老齢厚生年金は次の優先順位によって決まります。

- ①加給年金額の加算開始時期が最も早い老齢厚生年金
- ②算定の基礎となる加入期間が最も長い老齢厚生年金

- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日が到来していない子
18歳に達して最初の3月まで加算されます。
- ③ 20歳未満の子で厚年法上の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある子
20歳に達するまで加算されます。

共済貯金

組合員資格があれば、手続き不要で継続できます。

●組合員の資格が継続する場合

勤務時間にかかわらず、短期組合員も含めて組合員資格が継続する場合は、手続き不要で共済貯金を継続できます。

●任意継続組合員の資格を取得する場合

任意継続組合員である間は、手続き不要で共済貯金を継続できます。預け入れは「臨時積立」のみですが、在職中と同様に「一部払出」や「解約」ができます。

●組合員の資格を喪失する場合

共済貯金は利用できなくなるので、解約してください。
※資格喪失後の利息は、付きません。

■解約する場合 ※「貯金解約請求書」を3月13日共済組合必着で提出してください。 ※印鑑は、貯金加入申込書で登録した印鑑です。
※共済貸付金の償還に充当することもできます。

貸付

共済貸付の未償還金は、退職した場合、精算(一括返済)となります。

●未償還金の精算方法 次のいずれかの方法で行うこととなります。

- 線上償還 ① 自己資金からの返済 退職日前に、自己資金をもって全額繰上げ償還をして下さい。
② 共済貯金からの返済 共済事務担当課への申し出により、共済貯金残高から控除することもできます。
③ 退職金からの控除 共済事務担当課への申し出により、退職金から控除することもできます。

*該当の方へは、所属所共済事務担当課を通じ、精算方法の確認依頼をさせていただきます。

その他の福祉事業

◆健康診断事業

任意継続組合員である期間中は、「がん検診、婦人科検診」を利用することができます。健康管理や病気の早期発見・早期治療に活用してください。

○がん検診 ・対象者…任意継続組合員及び被扶養者
・自己負担額

項目	指定医療機関	保健事業団
胃がん検診 (内視鏡又は胃透視)	2,000円	1,000円 (胃透視のみ)
肺がん検診	1,500円	200円
大腸がん検診	500円	500円

※詳細は、ご案内を送付してお知らせします。

○婦人科検診 ・対象者…任意継続組合員及び被扶養者
・自己負担額

項目	指定医療機関	保健事業団
乳がん検診	1,500円	800円
子宮がん検診	1,500円	800円

☆受検方法

がん検診、婦人科検診とも、受検を希望する医療機関又は保健事業団と、検診日時を調整のうえ受検してください。

◆特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳から74歳までの任意継続組合員および被扶養者を対象として、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を行います。健診費用は、8,000円程度掛かりますが、全額共済組合が負担します。また、健診結果により、生活習慣病の発症・重症化の危険因子の保有状況を基に特定保健指導対象者を抽出し、適切な保健指導を行います。

●特定健康診査受診券・特定保健指導利用券を対象となる方の自宅へ送付します。

特定健康診査受診券……5月下旬
特定保健指導利用券
……健診後、随時(保健指導が必要な方のみ)
※有効期間は、特定健康診査受診券、特定保健指導利用券に記載しています。
※任意継続組合員または被扶養者の資格を喪失した場合は、特定健康診査及び特定保健指導を受けることはできません。

◆宿泊保養施設利用券(互助会)

年金受給者になられた方

年金受給者となられた方へ「年金証書」の送付と併せて、互助会から、「宿泊保養施設利用券」を発行します。この利用券は年金受給者および配偶者、または家族の方が温泉閣で休憩・宿泊を利用した際に助成を行います。さらに、年金者連盟会員には連盟から追加助成を行います。

各種保険

該当の方へ個別に下記の保険をご案内します。

★共済組合扱いとして

■ライフサポートプラン

- 加入資格 「ライフサポートプラン」に在職中から継続加入している組合員(短期組合員を除く)および役員とその配偶者の方。
- 保障額 本人:Qコース(740万円)、Mコース(300万円)、配偶者:740万円・500万円・100万円から選択(※1)できます。
- 保険料払込方法 月払い(口座振替)(※2)にて払い込んでいただきます。
※1 退職後は新規加入・増額加入の取扱はできません。
※2 月払いでご継続の場合、口座振替等に関する事務手数料月額385円(税込)が必要となります。

■ライフサポートプランⅡ型

- 加入資格 「ライフサポートプランⅡ型(アコースを除く)」に在職中から継続加入している組合員(短期組合員を除く)および役員とその配偶者の方。
- 保障額 本人:1,030万円・590万円・300万円・100万円から選択(※1)できます。 配偶者:260万円・100万円から選択(※1)できます。
- 保険料払込方法 月払い(口座振替)(※2)にて払い込んでいただきます。
※1 退職後は新規加入・増額加入の取扱はできません。
※2 月払いでご継続の場合、口座振替等に関する事務手数料月額385円(税込)が必要となります。

■ライフサポートプランZコース、医療保障保険、重病克服支援制度、総合医療サポート(生保部分・損保部分)、医療費支援制度(外来・先進医療型)、持物安心プラン

在職中に加わっている制度およびコースの範囲内でそれぞれの継続最高年齢(※1)まで継続ができます。

- 加入資格 該当のオプション制度に在職中から継続加入している組合員(短期組合員を除く)および役員とその配偶者の方。
- 保障額 在職中の制度と同様です。(※2)
- 保険料払込方法 月払い(口座振替)(※3)にて払い込んでいただきます。
※1 それぞれの継続最高年齢については、共済組合ホームページに掲載されているパンフレットでご確認ください。
※2 退職後は新規加入・増額加入の取扱はできません。
※3 月払いでご継続の場合、口座振替等に関する事務手数料月額385円(税込)が必要となります。

★個人扱いとして

■一時払退職者傷害保険

一時払で保険料を支払うことにより、退職後から10年間のケガ等の補償を確保できる制度です。

- 補償内容 ケガによる入院・通院・手術、他人への賠償責任を補償します。一時払保険料(10～40万円)に応じて選択できます。
- 保険料払込方法 一時払にて払い込んでいただきます。

■ライフサポートプランZコース(個人扱い)

在職中からご加入いただくことにより、万一(死亡・高度障害)の保障として退職後75歳まで継続できる制度です。

- 加入資格 「ライフサポートプランZコース」に在職中から継続加入している組合員(短期組合員を除く)および役員とその配偶者の方。
- 保障額 万一(死亡・高度障害)の場合に300万円を保障します。
- 保険料払込方法 年払いまたは一括払いにて払い込んでいただきます。

■リレー定期

「ライフサポートプランⅡ型」に加入されている方が退職された後の保険として、年払いまたは全期前納で保険料を支払うことにより、退職後80歳までの保障を確保できる制度です。

- 加入資格 「ライフサポートプランⅡ型」に在職中から継続加入している組合員(短期組合員を除く)および役員とその配偶者の方。
- 保障額 万一(死亡・高度障害)の場合の保障として200万円・400万円・600万円・800万円から選択できます。但し、保障額は在職中に加入されていた「ライフサポートプランⅡ型」の保障範囲内までとなります。
- 保険料払込方法 年払いまたは全期前納にて払い込んでいただきます。

■退職後終身医療保険(※1)

「医療保障保険」、「医療費支援制度(外来・先進医療型)」、「総合医療サポート(生保部分)」に加入されている方が退職された後の保険として、医療保障を一生涯確保できる制度です。

- 加入資格 移行前制度(※2)に在職中から2年以上継続加入している組合員(短期組合員を除く)および役員とその配偶者の方。
- 保障額 病気やケガによる入院、手術等の総合的な保障として入院給付金日額2,000円～20,000円まで選択できます。但し、入院給付金日額は在職中に加入されていた移行前制度の保障範囲内までとなります。移行前制度が複数の場合、それぞれの移行前制度の入院給付金日額を合算し1,000円未満を切り捨てた金額が、退職後終身医療保険の入院給付金日額の限度となります。
- 保険料払込方法 月払い、もしくは年払いで口座振替扱い(※3)となります。
※1 「医療保障保険」、「医療費支援制度(外来・先進医療型)」、「総合医療サポート(生保部分)」から、退職後に退職後終身医療保険へ移行(加入)ができます。
商品内容等については、別途案内します「退職後終身医療保険パンフレット」をご確認ください。「退職後終身医療保険」の商品内容等については、引受会社(明治安田生命保険相互会社)の担当部署(担当者)までお問い合わせください。
※2 移行前制度とは「医療保障保険」、「医療費支援制度(外来・先進医療型)」、「総合医療サポート(生保部分)」を指します。
※3 口座振替等に関する事務手数料はございません。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

※制度内容等の詳細はパンフレットをご参照ください。

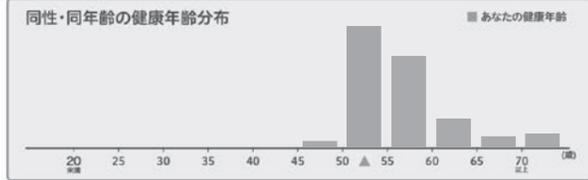
健康年齢通知



「健康年齢通知」をお送りします

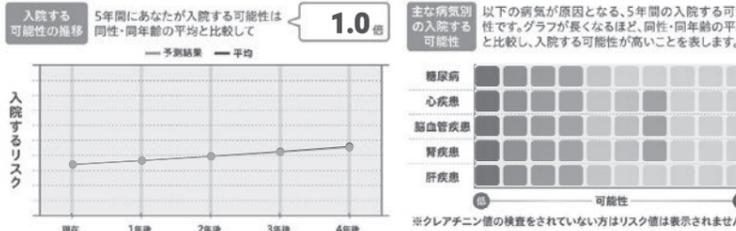
令和7年度に事業主健診・人間ドックなどの健康診断を受けられた40歳以上75歳未満の方を対象に、健康啓発に関する取り組みとして「健康年齢通知」をお送りいたします。

※本事業は株式会社JMDCとの委託契約により行っています。



※あなたと同性で実年齢が同じの健康年齢の分布を示しています。
 ※健康年齢が若くても、注意する検査項目がないか裏面の健診結果の各検査値を確認してください。
 ※前回、前々回の健診にて健康年齢算出に必要な検査項目の検査値が無い際は健康年齢が空白となります。

同性・同年齢と比較したあなたの入院リスクの予測



医療費シミュレーション 同性・同年齢の平均値とあなたの健診結果から算出された今後10年間、20年間の予測医療費の比較表です。

予測医療費	あなた	同性・同年齢
今後10年間	2323428円	0.88倍
今後20年間	5926956円	0.89倍

※予測医療費は総医療費です。医療費の一部負担(自己負担)割合分が実際の負担分となります。

- ◆今回から「健康年齢」の算出ロジックが変わりました(前回、前々回の健康年齢も新しいロジックで算出し直しています)
- ◆この通知は、健診を受診されたご加入者様へお届けする健康情報です。より一層の健康ステップアップにお役立ていただければ幸いです
- ◆健診結果が基準範囲を外れているなどで、健診機関からの通知に再検査・精密検査などの記載がある場合は二次検査を受けましょう

健康年齢*とは?

健康年齢は、貴方の健診値に基づいて算出された生活習慣病のリスクを表す指標です。貴方の健康年齢が実年齢より高いほど、生活習慣病のリスク、将来負担する医療費が高くなる可能性があることを意味します。健康年齢が高い方は、高くなった要因となる健診項目を確認の上、裏面の生活習慣アドバイス参考に、生活習慣の見直しをしましょう。

健康年齢が 高い
 実年齢より +5歳
 生活習慣病リスク & 将来の医療費が高くなるリスク

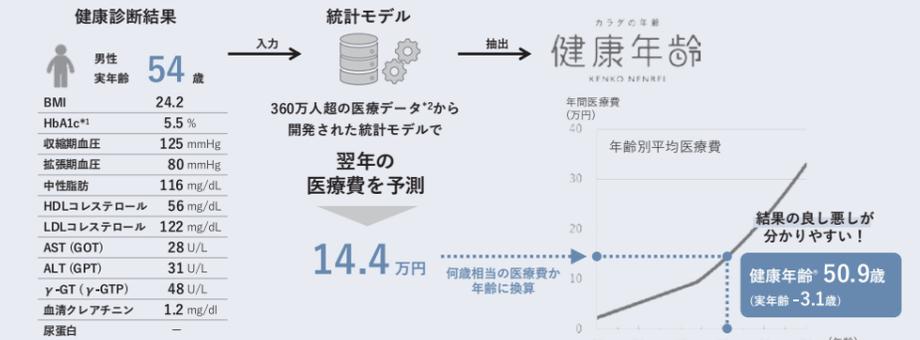
健康年齢が 低い
 実年齢より -4歳

昭和病院・昭和記念病院
 統括院長・総長 北風 政史 医師
 (前国立循環器病研究センター臨床研究開発部長)

健康年齢は、医療費を罹患期間・重症度の代替変数とみなし、健診項目から総合的な疾病リスクを推定するモデルから計算されたものです。さらに数学的シミュレーションにより、健診項目の数値が変化した時の健康年齢の変化が皆様の目線で違和感のないものであることを確認させていただいております。このように数学的・臨床的に導き出された健康年齢は、皆様方の行動変容を介した健康増進にとって適切かつ有益な指標となるものと確信いたします。

JMDC123456789123
 JMDC健康保険組合 1 2 3 4 5 6
 999-999912345678
 東京都港区芝大門1-11-1234567891234
 9999-99-999912345678912345
 東京都港区芝大門1-11-1234567891234

健康年齢とは



*1 空腹時血糖で代替可能
 *2 株式会社JMDCが保有する匿名加工処理が施されたレセプトデータ・健診データ健康年齢は株式会社JMDCの登録商標です。

あなたのカラダの健康年齢は?



「健康年齢」とは、健康診断の健診値に基づいて皆さんの体の総合的な健康状態を年齢で表したものです。健康年齢が実年齢より高いほど、同世代と比較して生活習慣病リスクや将来負担する医療費が高くなる可能性があることを示しています。

健康年齢が高い方は、高くなった要因となる健診項目を確認の上、生活習慣改善のアドバイスを参考に生活習慣の見直しをしましょう。

なお、令和7年10月よりご案内をさせていただいている、健康アプリ「Pep Up」(ペップアップ)をご登録されている方は、「Pep Up」にて健康年齢を閲覧いただくことができます(40歳以上75歳未満以外の方でも、健診機関より健診データの提供があった方は閲覧できます)。

※令和7年12月末時点で健診機関より健診データの提供があった方へお送りしています。令和8年1月以降に健診機関より健診データの提供があった方に係る「健康年齢通知」の送付については、令和8年6月頃を予定していますので予めご了承ください。



令和8年4月から「子ども・子育て支援金」制度が始まります

「子ども・子育て支援金制度」とは?

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世帯・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

子ども・子育て支援金は、国が示す一律の支援金率※を基に、令和8年4月から、短期分と介護分の掛金とあわせて、共済組合が国に代わって徴収します。

年齢や被扶養者の有無に関係なく、**全組合員(任意継続組合員含む)**が徴収の対象です。

徴収した支援金は、国に納付され、少子化対策を促進するために、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児休業支援手当金、育児時短勤務手当金などの施策に充てられます。

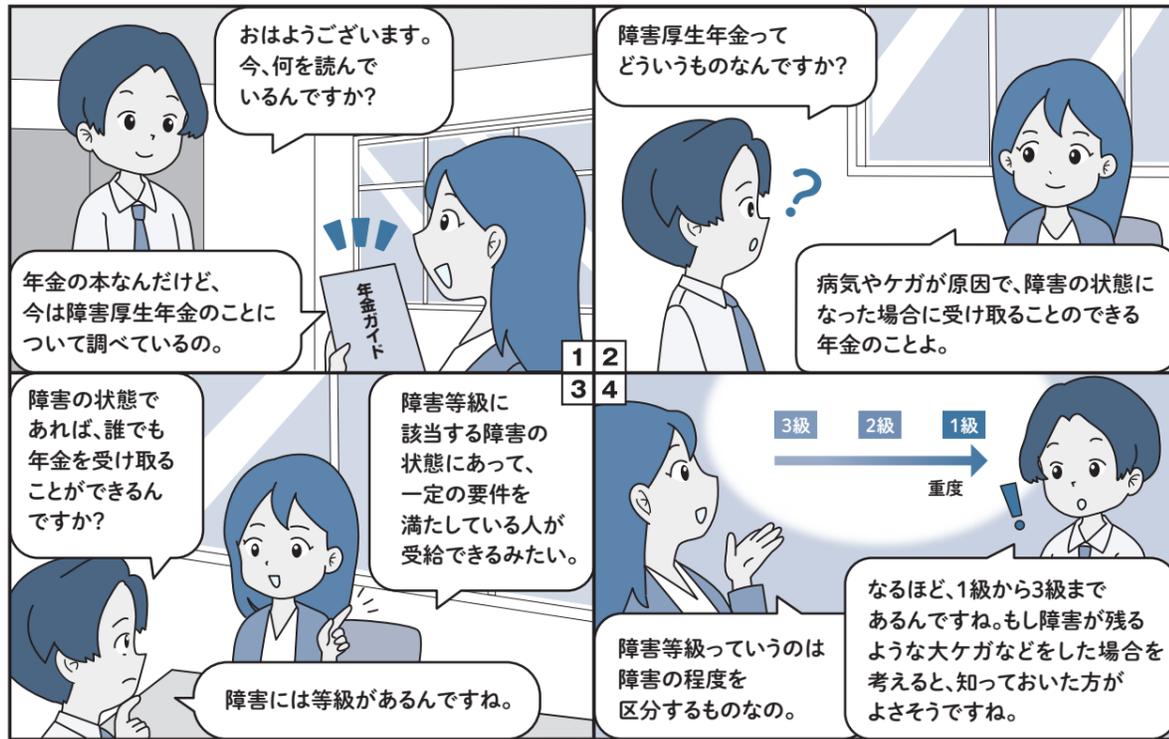
子ども・子育て支援金の徴収の流れ



※支援金率

「子ども・子育て支援金率」: 2.3/1000 (掛金率 1.15/1000 負担金率 1.15/1000)

障害の状態になったときの年金



障害厚生年金は、被保険者（組合員）である間に初診日*がある病気やケガにより、一定の障害の状態になった場合に支給されます。障害の状態とは、病気やケガで、生活や仕事などが制限される状態をいい、障害の程度に応じて障害等級1級から3級に分けられています。
*障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

障害の程度

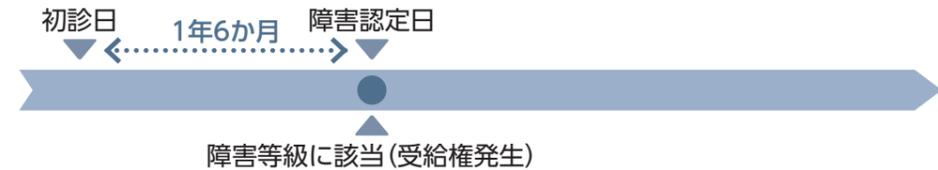
障害等級	状態の目安
1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が1級に相当します。
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。
3級	労働が著しい制限を受ける、又は、労働に著しい制限を加えることを必要とするような方が3級に相当します。

障害厚生年金を受給するには

次の①～③のいずれかの請求をすることで、障害厚生年金を受給できます。ただし、初診日が被保険者期間中であること、下記の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

① 障害認定日*による請求

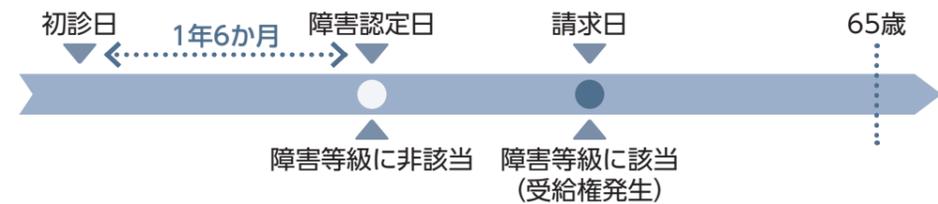
障害認定日に障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態にあるときに請求できます。



*障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やケガについての初診日から1年6か月をすぎた日、又は1年6か月以内にその病気やケガが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

② 事後重症による請求

障害認定日に障害等級が1級から3級までの障害の状態になかったが、65歳に達する日の前日までに1級から3級に該当する程度の障害の状態になったときに請求できます。



③ 初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求

65歳に達する日の前日までの間において、被保険者であるときに初診日のある病気やケガ(基準傷病)による障害と、その他の病気やケガによる障害(基準傷病の初診日以前のものに限る。)とを併合して、障害等級が1級又は2級に該当する程度の障害の状態になったときに請求できます。



保険料納付要件

初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全体の2/3以上あることが必要です。ただし、令和8年4月1日前に初診日がある場合は、この要件を満たさなくても初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ該当します。



共済組合

確定申告額を確認!!

●お問い合わせは 保険課 ☎(0857)26-2343

被扶養者の収入額をご確認ください

確定申告の時期となりました。

被扶養者に事業収入・農業収入・不動産収入など(以下「事業収入等」)がある場合は、**認定基準額***以上となっていないかをご確認ください。

共済組合は、事業収入等がある方の確定申告で確定した1年間の収入により、被扶養者の認定基準を満たしているかの判断をします。

なお、認定基準額を超えているかの確認は、確定申告での所得だけでは判断できませんので、必ず**確定申告書と一緒に提出する「収支内訳書」**をご確認ください。

遡及取消しによる医療費の返還を防ぐためにも、認定基準額以上となっている場合、すみやかに取消手続きを行ってください。

また、確定申告書類(確定申告書及び収支内訳書)は、被扶養者の資格調査(毎年7月実施)の際に添付をしていただくこととなりますので、大切に保管してください。

*認定基準額

認定対象者の年間収入が130万円(19歳以上23歳未満の者(組合員の配偶者は除く)は150万円、公的年金のうち、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する場合及び60歳以上の者については180万円)未満

※年間収入は、給与、年金、事業収入等全ての収入をもとに算定します。

ご注意ください!

【収入から控除できる経費の取り扱い】

所得税法上では、所得を得るための経費を控除対象としていますが、被扶養者認定においては、**収入金額からその収入を得るために直接必要となった経費のみを控除対象として**います。

そのため租税公課・減価償却費・貸倒金・利子・保険料など、被扶養者認定では控除対象として認められない経費があります。

詳しくは右表のとおりですので、収入から認められる経費を控除した額が、被扶養者の認定基準額以上となっていないかの確認をお願いいたします。

【収入がマイナスとなった場合の取り扱い】

経費が収入を上回り、収入がマイナスとなった場合は、**事業収入等は0円とみなします。**

収支内訳書(一般用)

Table with 3 columns: 科目, 認否, 金額. Includes items like 売上原価, 給料賃金, 減価償却費, etc.

収支内訳書(農業用)

Table with 3 columns: 科目, 認否, 金額. Includes items like 雇人費, 小作料・賃借料, 種苗費, etc.

収支内訳書(不動産所得用)

Table with 3 columns: 科目, 認否, 金額. Includes items like 給料賃金, 減価償却費, 貸倒金, etc.

○=認められる経費、×=認められない経費

【収入金額算定例】

・給与収入なし、事業収入(一般)のみ有の場合

右記の場合、売上(収入)金額から、右記経費(○)を控除した額が、年間収入額です。

(年間収入金額) 1,750,000円 > 1,300,000円(認定基準額(公的年金のうち、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有しない場合、60歳以上ではない場合))となり、**認定基準額を収入額が超過するため、認定取消しとなります。**

Table with 3 columns: 科目, 認否, 金額(円). Includes items like 売上(収入)金額, 売上原価, 給料賃金, etc.

共済組合

●お問い合わせは 福祉課 ☎(0857)26-2421

請求もれはありませんか?

提出期限は4月1日(水)です!

当組合では、インフルエンザの予防接種費用を助成する事業を行っています。令和7年4月1日から令和8年3月31日までの

間にインフルエンザの予防接種を受けられた組合員及び被扶養者の方は、**令和8年4月1日(水)まで(必着)**に請求を忘れないよう、お気を付けください。

請求方法

「インフルエンザ予防接種助成金請求書(個人用)」に医療機関が発行する領収書の原本を添付し、お勤め先の共済事務担当課へ提出してください。

*インフルエンザ予防接種助成金請求書は共済組合・互助会のホームページからダウンロードできます。



※1 添付する領収書に「被接種者氏名、接種日、予防接種名、予防接種額、医療機関」が明記されているかをご確認ください。

※2 医療費の領収書に予防接種の費用が含まれている場合は、領収書の写しに所属所長の原本証明を受けたものを提出してください。

※3 各自治体が発行するインフルエンザ予防接種助成事業に領収書の原本を添付する場合、当組合への助成金請求書には、領収書の写しに所属所長の原本証明を受けたもの及び自己負担額が確認できるもの(自

治体が発行するインフルエンザ予防接種助成を受けた際の助成金請求書の写し等)を添付してください。

※4 同一予防接種を2回に分けて行う場合は、2回とも助成対象とします。

※5 助成金は、組合員の給付金受取口座へ送金します。その際、原則、決定通知書は交付しませんので、通帳等で入金を確認してください。

なお、助成金決定時に、請求額から変更があった場合にのみ増額又は減額決定通知書を交付します。

共済組合

●お問い合わせは 総務課 ☎(0857)26-2341

「共済広報とっとり 掲示板」の掲載記事募集中

業務に関するイベントの宣伝やお知らせなど、組合員(職員)同士の情報交換の場として、ご活用ください。組合員であれば、どなたでも申請していただけますので、お気軽にご利用ください。

*申請様式は共済組合ホームページに掲載しています。申請は、直接、共済組合広報用のメールアドレス(t-koho@tori-ctvkousai.or.jp)まで。



共済組合

●お問い合わせは 福祉課 ☎(0857)26-2421

貯金残高等のご確認を!

共済貯金に加入されている皆さまに、「貯金現在残高通知書」を所属所経由で4月下旬にお届けする予定です。今回お届けする通知書には、令和7年10月～令和8年3月分の共済貯金の積立額・払戻額・下半期の利息等を記載しています。ご確認のうえ、大切に保管してください。

【通知書の見方】

例

合計積立額 (積立額合計-払戻額合計) 10~3月分

利息額 (半年複利・日割り)

利息に対する税額 (国税15.315%+地方税5%)

令和8年00月00日作成

貯金現在残高通知書
積立貯金の 鳥取県市町村職員共済組合
残高通知書をご送付申し上げますので、ご査収ください。

所属所名 ○○○
氏名 共済 花子 様

税区分 8.3.31 の残高 円 = 7.9.30 の残高 円 + 差引積立額 円 + 税込利息額 円 - 所得税額 円
課税 1,907,280 = 1,402,100 + 500,000 + 6,500 - 1,320

決算日 利率 (%) 税率 (%) 非課税限度額 (万円)
8.3.31 0.8 20.315

現在登録されているあなたの振込先は下記のとおりです。

金融機関名 共済銀行
支店名 南支店
預金種目 普通預金 口座番号 0123456
口座名義人 キョウサイ ハナコ

(所属所) (証番号) (部課署)
999 - 999 (00001)

積立・払戻しの状況

日付	種別	金額 (円)	日付	種別	金額 (円)
7.10.31	定例積立	50,000			
7.11.30	定例積立	50,000			
7.12.31	定例積立	50,000			
7.12.31	賞与積立	150,000			
7.12.31	臨時積立	50,000			
8.1.31	定例積立	50,000			
8.2.28	定例積立	50,000			
8.3.31	定例積立	50,000			

給付金等受取口座
名義変更、口座閉鎖などで送金できないことがあります。口座に変更があった場合は、「組合員変更申告書」で変更手続きを必ず行ってください。

●年間スケジュールのご案内

安全性と利回りの向上に努め、みなさんのお役に立てるよう心がけてまいりますので、引き続き共済貯金をご利用ください。

【共済貯金払戻と解約に係る請求書の受付締切日と送金日のスケジュール】

- 一部払戻…【毎月15日と月末の月2回】
- 解 約…【毎月月末の月1回】

※請求書が締切日までに共済組合福祉課へ届かない場合は、次回の送金日となります。

令和8年	月	一部払戻日(15日)		一部払戻および解約日(末日)	
		締切日	送金日	締切日	送金日
3月		2月27日(金)	3月13日(金)	3月13日(金)	3月31日(火)
4月		3月31日(火)	4月15日(水)	4月15日(水)	4月30日(木)
5月		4月30日(木)	5月15日(金)	5月15日(金)	5月29日(金)
6月		5月29日(金)	6月15日(月)	6月15日(月)	6月30日(火)
7月		6月30日(火)	7月15日(水)	7月15日(水)	7月31日(金)
8月		7月31日(金)	8月14日(金)	8月14日(金)	8月31日(月)
9月		8月31日(月)	9月15日(火)	9月15日(火)	9月30日(水)
10月		9月30日(水)	10月15日(木)	10月15日(木)	10月30日(金)
11月		10月30日(金)	11月13日(金)	11月13日(金)	11月30日(月)
12月		11月30日(月)	12月15日(火)	12月15日(火)	12月28日(月)
令和9年	1月	12月28日(月)	1月15日(金)	1月15日(金)	1月29日(金)
	2月	1月29日(金)	2月15日(月)	2月15日(月)	2月26日(金)
	3月	2月26日(金)	3月15日(月)	3月15日(月)	3月31日(水)

互助会

●お問い合わせは 福祉課 ☎(0857)26-2421

宿泊保養施設休館のお知らせ

当互助会の宿泊保養施設利用助成事業に係る指定施設の休館について、下記の通りお知らせします。

事を実施することとしており休館。令和8年4月1日(水)～令和9年1月末頃(予定)まで

【東京グリーンパレス】
(全国市町村職員共済組合連合会)

開業以来約30年の経過による建物・設備の経年劣化への対応のため、大規模修繕・リニューアル工

※リニューアルを機に、ホテル名称を「東京麹町東急REIホテル」に変更します。
※リニューアルオープン後の予約については、現時点では令和8年8月～9月頃開始予定です。

共済組合

●お問い合わせは 渓泉閣 ☎(0858)43-0828

○**渓泉閣空室状況**

2026年2月10日現在

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
宿泊	○	○	×	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	
宴会(昼)	△	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	
宴会(夜)	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	△	○	○	○	×	×	△	△	×	△	○	○	
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
宿泊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宴会(昼)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宴会(夜)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○ お待ちしております △ お早めにお問合せください × 満室です 今後の休館予定日 令和8年5月11日(月)

きょうさい DATA

給付金等の支払日は次のとおりです。皆さんの指定口座に振込いたしますので、通帳の確認を!

- 現金給付【療養費・出産費等】
3月13日(金)… 2月27日までの受付分
3月31日(火)… 3月13日までの受付分
3月30日(月)… 3月13日までの受付分
- 貯金一部払戻
3月13日(金)… 2月27日までの受付分
3月31日(火)… 3月13日までの受付分
- 貯金解約
3月31日(火)… 3月13日までの受付分
- 貸付金
3月13日(金)… 2月27日までに受付けた住宅貸付以外の貸付金
3月31日(火)… 2月27日までに受付けた住宅貸付金
3月13日までに受付けた住宅貸付以外の貸付金
- 附加給付 (一部負担金払戻金等)
2月26日(木)… 1月請求分 (令和7年11月診療)
3月30日(月)… 2月請求分 (令和7年12月診療)
- 互助会給付
3月13日(金)… 2月27日までの受付分(*)
3月30日(月)… 3月13日までの受付分(*)
(*)退会せん別金(請求不要)については、受付日が「資格喪失情報(共済組合)入力日」となります。また、処理の都合上、送金が遅れる場合があります。

組合員数等の状況

(R8.1月現在)

組織団体	30 [◎市 4 ◎町村 15 ◎一部事務組合等 11]
組合員数	12,120人
任継組合員数	213人
被扶養者数	7,193人

編集後記 今月号は、退職後に使える制度のご案内と、貯金やQ&Aなど様々な内容を凝縮してお送りしました。あっという間にもう2月。まだ春は浅いものの、大雪と厳しい冷え込みも落ち着き、もうじき春がやってきますね ㊿

お問い合わせ先

	各課直通電話番号	主な問い合わせ内容
総務課	(0857)26-2341	掛金及び負担金、共済広報
保険課	(0857)26-2343	組合員資格、被扶養者認定、医療給付、休業給付、任意継続組合員
福祉課	(0857)26-2421	保健事業、健診事業、貸付、貯金、互助会福祉事業
年金課	(0857)26-2342	年金請求、組合員期間



ホームページ <http://www.tori-ctvkyousai.or.jp/>



春日彩

期間

令和8年3月5日(木)～5月31日(日)

※ゴールデンウィークは除く

※写真は桜プランのお料理です。

会席プラン 日帰り(温泉入浴付き)

※宿泊料金はお問い合わせください。

桜プラン 一人様(税・サ込) **¥7,700**

桃プラン 一人様(税・サ込) **¥6,600**

飲み放題プラン

2時間以内

一人様 **¥2,200** (税・サ込)

生ビール・ビール・日本酒
耐ハイ・ワイン・麦焼酎・芋焼酎
ノンアルコールビール
各種ソフトドリンク



皿盛プラン

6名様より

日帰り(温泉入浴付き) 一人様(税・サ込) **¥5,500**

※宿泊料金はお問い合わせください。 ※お料理内容は料理長おまかせとなります。

※お料理は旬の素材を吟味しておりますので、写真と多少異なる場合がございます。

オプションメニュー



「活アワビの踊り焼き」
～香草バターソース～
80g

「A5黒毛和牛ステーキ」
～トリュフ塩～
60g

「会席のステーキ」をプラス¥2,500で、「活アワビの踊り焼き」または「A5黒毛和牛ステーキ」に変更できます。
※ご利用日の5日前までにご予約ください。

各 **¥2,500** (税・サ込)

三朝温泉 渓泉閣

〒682-0122 鳥取県東伯郡三朝町山田180番地
TEL.0858-43-0828

<https://www.keisenkaku.com>

渓泉閣 | 検索



2026.2.2.000